大阪市交通局長 岡本 勉 様

大阪市公正職務審査委員会 委員長 辻 公雄

公益通報(第18-30-2号)に関する対応について

標題について、平成18年6月20日付けで、本委員会が実施した勧告に対して、貴 局がとられた下記の内容が確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

- (1) 運行管理職員に対する「飲酒対策実施要領(以下、「要領」という。)」の徹底の指導、及び営業所長による点検の強化。
- (2) 運行管理者への「始業点呼研修」の実施。
- (3) 本課管理職による職場巡視を通じた監督、指導の実施。
- (4) 「欠勤訂正願」を処理するにあたって、営業所長が当日の運行管理職員に事実関係を確認するという改善措置。
- (5) 当該通報にかかる職員の勤怠の訂正。
- (6) アルコール検知者等に対する措置の厳格化を通じた職業倫理の再確認、向上へ向けた取組みの開始。

(参考) 勧告の概要

- ① 平成17年10月策定の要領に基づく事務取扱いを徹底すること。
- ② 乗合自動車運転手の始業時の測定を確実に実施する対策を講じること。
- ③ 当該通報にかかる職員の勤怠についても、要領に基づき、適正に取り扱うこと。
- ④ 日常からの職員への指導徹底を要請したこと。